

三春町立岩江小学校

岩江だより



平成28年 2月26日(金) 第 13 号

文責:校長 野木 達雄



【学校教育目標】

「心豊かな子どもの育成」
《めざす児童像》

- ◎思いやりのある子ども
- ◎本気で学ぶ子ども
- ◎たくましい子ども

いよいよ、弥生3月。3月は「卒業・進級」の季節です。学校では、残された期間、子供たち一人一人が、自信を持って「卒業・進級」ができるように、《優しさと厳しさ》をもって指導していきますので、各ご家庭におかれましては、引き続き、子供の体調管理をよろしくお願いいたします。特に、【帰宅時の手洗い、お茶うがい、マスクの着用、十分な睡眠と栄養、不必要な外出は避ける】等について、よろしくお願ひします。

1/27(水)29(金)生産者との会食

全国学校給食週間の行事の一つとして、27日(金)は、ブルーベリー農家の千葉さん夫妻をご招待し、3年1組教室で会食をしました。また、29日(金)は、ピーマン農家の安部さんをご招待し、4年2組教室で会食をしました。地元三春町で生産された食材についてのお話も聞くことができました。

3月の主な行事

- 1日(火) 臨時時程(13:20下校)
- 2日(水) 6年生を送る会
- 3日(木) 臨時時程(13:20下校)
- 4日(金) 授業参観、PTA総会、懇談会
鼓笛引き継ぎ式
- 7日(月) 臨時時程(13:20下校)
- 8日(火) 臨時時程(13:20下校)
- 9日(水) 感謝の集い(6年)、4校時限
- 11日(金) 全校集会(3, 11追悼集会)
- 16日(水) 卒業式予行
- 20日(日)  春分の日
- 21日(月)  振替休日
- 23日(水) 修了証書授与式、卒業証書授与式
- 30日(水) 離任式、教室移動(5年)




1/28(木)学校支援実践研修会

教育基本法第13条に、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とあり、岩江地区においても、岩江センター長の伊丹さんに



岩江小・中学校のコーディネーターとして、いろいろとお世話になっています。今回は、各地のコーディネーターの方の研修会として、1年生の「昔遊びをしよう」の授業を見ていただきました。授業では、たくさんの岩江地区の方々に来ていただき、「あやとり、おはじき、ビー玉、お手玉、メンコ、かるた、缶ぽっくり、折り紙、すごろく」をいっしょになって教えていただきました。授業参観後は、学校支援についての岩江地区での活動について、伊丹さんより詳しい説明があり、他地区の自治体の関係者やコーディネーターの方々から、質問とお褒めの言葉をいただきました。



 **2/1(月)一日入学(新入学児童保護者説明会)**




例年行われている新入学児童保護者説明会で、来年度入学する児童（46名の予定です）も来校し、現1年生といっしょにゲームなどをして、楽しいひと時を過ごしました。1年生は、もうすでに上級生の顔で、新入生のお世話をしていました。

 **2/3(水)豆まき集会→学級ごとの豆まきに**



インフルエンザの蔓延を防ぐために、学級ごとの豆まきとして実施しました。今年は、岩江幼稚園の年長さんも招待して実施する予定でしたが、上記の理由により、中止となりました。ぜひ、来年は実現したいと思います。(来年のことなので、鬼が笑っているかも)



 **2/9(火)ミシンボランティア**

5年の家庭科の実習（ミシンを使ってエプロン作る学習）で、保護者の方の学習ボランティアがありました。お忙しい中、ありがとうございました。

私も、家庭科（料理）の指導の時、保護者の方をお願いして、指導をしていただきました。そのため、子供たちが話し合っって決める行事の多くが、「料理コンテスト」のようなもので、子供たちはよく食べていました。好きになるのは、やっぱり、指導者なんですね。ちなみに、本校事務職員の佐藤も、ミシン指導を行いました。

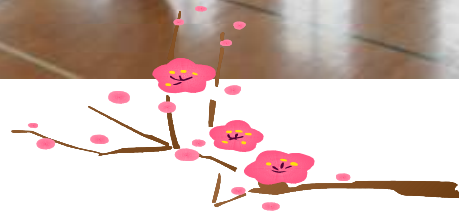




2/15(月)なわとび記録会

低（3校時）・中（4校時）・高学年（2校時）に分かれて、なわとび記録会が行われました。多くの保護者の方々の応援もあり、子供たちは、今までの練習の成果を発揮しようと、頑張っていました。記録会の結果は、各学年の学年日よりお知らせがあると思います。

校庭の雪も融け、校庭で遊ぶ姿が多くなりましたが、「なわとび」は、身体を鍛える絶好の道具です。もう少し温かくなるまでの間、家族そろって、「なわとび」をしてはいかがでしょうか。



お願い

2月17日付で、「登下校時の送迎について（協力依頼）」という文書を出させていただきました。それ以来、小学校の駐車場を使って乗り降りしている様子が多く見られるようになってきました。ご協力ありがとうございます。しかし、駐在所前で乗り降りや駐在所から少し離れた岩江センターの近くやプールの近くでの乗り降りも、まだ少し見られます。以前、郡山の小学校で、送迎の車による児童の死亡事故もありました。起こってからでは取り返しがつきません。再度、下記事項について、送り迎えをする家族の方全員（祖父母も含めて）の確認をお願いします。

【登下校時の車による送迎】

- ① 小学校駐車場を利用し、駐車場で乗り降りさせる。
- ② 下校時は、駐車場に駐車し、玄関まで児童を迎えに来る。

【田村警察署からのお知らせ】

- ① 中妻駐在所前の道路は、駐停車禁止区間です。
- ② 中妻駐在所付近では、送迎による駐停車はできません。
- ③ 中妻駐在所駐車場を利用した送迎も禁止となります。



} 注意・指導の対象

○ 「教育基本法」第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあります。4ページは、そのことに関する文章です。読んでみてください。